ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭審議会障害児支援部会	
第20回（R8. 7. 22）	資料４

社会保障審議会障害者部会	
第156回（R8. 6. 5）	資料３（一部加工）

障害福祉サービスの質の確保について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

（１）障害福祉分野における運営指導・監査の強化について

（２）障害福祉サービス事業者等の指定のガイドラインについて

障害福祉分野における運営指導・監査の強化について（概要）

- 障害福祉サービス等については、事業所数（特に営利法人が運営する事業所数）が急増している中、今般の株式会社恵の事案のように、多くの利用者、広範囲にわたり、影響があるような処分事例も発生している。
- 障害のある方々が安心して質の確保されたサービスを利用するためには、運営指導・監査の強化が必要であるため、以下の検討を進める。

現状	見直しの方向性
（都道府県等が実施する運営指導・監査について） ■ **都道府県等が実施する事業所に対する運営指導の実施率が低い。** ※指針において、おおむね３年に１回の実施を求めている ※全国平均**16.5%**（最高48.8%、最低1.0%）	（都道府県等が実施する運営指導・監査について） ■ **運営指導の実施を重点化**する。 ・特に**営利法人が運営する事業所数が急増しているサービス類型**については、**３年に１回（実施率約33%）以上**の頻度で行う。 ※就労A、就労B、GH、児童発達支援、放課後等デイ
■ 介護保険分野のように**運営指導・監査マニュアルや処分基準の考え方の例は作成されていない。** ※指定都市市長会より、全国標準の基本的な考え方を示してほしいとの要望あり（令和６年12月）	■ 令和７年度中に**障害福祉分野の運営指導・監査マニュアル、処分基準の考え方の例を作成**する。
■ **都道府県等の職員向けの研修が効果的に行われていない。** ※参加率が低い（67.4%） ※オンライン講義のみ、例年１月頃に実施	■ 研修の実施方法を見直す。 ・オンライン講義のみならず**実践報告やグループワークを取り入れる。** ・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。
（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について） ■ 大規模な運営法人に対する**業務管理体制の検査が十分に行えていない。** ※２以上の都道府県にまたがる法人（約920法人）に対する検査は国が行う。現在は年間30法人程度の実地検査を行っている。	（大規模な法人に対する業務管理体制の検査について） ■ **大規模な運営法人に対する検査を強化**する。 ・２年に１回程度（年間450法人程度に対して）書面検査を導入 ・100事業所以上の法人（24法人）は２年に１回の実地検査を行う。その際、法人のみならず事業所に対しても実地検査を行う。 ・新たに国所管となった法人に対しては、原則、業務管理体制の届出があった初年度に書面検査を実施する。
■ **事業者向けの研修が効果的に行われていない。** ※参加率が低い（36.4%） ※オンライン講義のみ、例年１月頃に実施	■ 研修の実施方法を見直す。 ・オンライン講義のみならず**実践報告を取り入れる。** ・年度初期の実施とし、参加率を向上させる。

障害福祉分野における集団指導・運営指導マニュアル、監査マニュアル

これまで障害福祉分野における運営指導・監査に関するマニュアルは未整備であったが、介護保険分野の取組を参考にしつつ、
「集団指導・運営指導マニュアル」を作成し、**運営指導の際に確認する事項を重点化した「確認項目及び確認文書」**として示すとともに、
処分等の程度を検討する際に参照できる「処分基準の考え方の例」を含む**「監査マニュアル」**を作成。
（※R8年度は両マニュアルの活用状況の実態等を把握することとし、必要に応じた改善を加えることとする。）
→上記の取組を参考にしつつ、児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査についても、令和９年に「集団指導・運営指導マニュアル」等を作成予定。

集団指導・運営指導マニュアル

【POINT】

➢ 都道府県等による運営指導をより効果的かつ効率的に実施するため、運営指導の際に確認する事項を重点化した「確認項目及び確認文書」として整理

これまでは、基準省令の内容全てを記載した「主眼事項及び着眼点等」を通知別紙において示していたが、大部な資料で確認事項の重点化がなされていなかった。

＜「確認項目及び確認文書」のイメージ＞

- 障害福祉サービスごとに、「サービスの質に関する事項」と「サービスの質を確保するための体制に関する事項」に分け、それぞれ確認項目を列挙したうえで、当該項目を確認するための文書を記載。

個別サービスの質に関する事項		
	確認項目	確認文書
内容及び手続の説明及び同意（第９条）	○ 利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について同意を得ているか ○ 文書の交付及び説明に当たり、利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか	◇ 重要事項説明書 ◇ 利用契約書 ◇ 説明・交付記録等
心身の状況等の把握（第１６条）	○ 利用者の心身の状況及びその置かれている環境を把握しているか ○ 他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握しているか	◇ アセスメント記録 ◇ ケース記録等
サービスの提供の記録（第１９条）	○ サービス提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか ○ 提供したことについて、支給決定障害者等から確認を受けているか	◇ サービス提供記録 ◇ 利用者等の確認が分かる記録
居宅介護計画の作成等	○ 利用者又は障害児の保護者の状況・意向を踏まえたアセスメントを実施し、具体	◇ 居宅介護計画 ◇ アセスメント記録

個別サービスの質を確保するための体制に関する事項		
	確認項目	確認文書
従業者の員数（第５条第１項）	○ 従業者の員数が、常勤換算方法により2.5以上となっているか ○ 常勤換算方法による員数の算定が適切に行われているか	◇ 勤務実績表 ◇ 出勤簿（タイムカード） ◇ 勤務体制一覧表 ◇ 従業者の資格証
サービス提供責任者（第５条第２項）	○ サービス提供責任者を、事業の規模に応じて１人以上配置しているか ○ サービス提供責任者が常勤であり、専ら指定居宅介護の職務に従事しているか	◇ サービス提供責任者の勤務形態が分かる書類 ◇ 勤務実績表 ◇ 出勤簿（タイムカード） ◇ 勤務体制一覧表 ◇ 従業者の資格証
管理者（第６条）	○ 専ら当該事業所の職務に従事する常勤の管理者を配置しているか ○ 管理者が他の職務を兼務している場合	◇ 管理者の勤務形態が分かる書類 ◇ 勤務実績表

監査マニュアル

【POINT】

➢ 監査に基づく処分等の全国的な整合を図るため、監査において処分事由が認められた場合における処分等の程度の決定に資する「処分基準の考え方の例」を提示

これまでは、監査指針を通知するのみで、マニュアルを整備しておらず、処分等の程度の決定に資するような処分基準の考え方の例を示していなかった。

＜「処分基準の考え方の例」のイメージ＞

- 指定取消、指定の全部効力停止、一部効力の停止という処分の程度をＡ級～Ｄ級という態様に分類したうえで、処分事由それぞれについて、基準となる態様を位置付け、個別事情による加重・軽減を行う。

態様	内容（期間等）
Ａ級	勧告（人員基準違反、運営基準違反時のみ）、勧告以外の行政指導
Ｂ級－２号	指定の一部効力停止３月（新規利用者受入停止等）
Ｃ級－２号	指定の全部効力停止３月
Ｄ級	指定取消

処分事由	態様	基本となる処分内容	根拠条文
人員基準違反	Ａ級	勧告	法第50条第1項第4号
運営基準違反	Ａ級	勧告	法第50条第1項第5号
人格尊重義務違反	Ｃ級	指定の全部効力停止	法第50条第1項第3号
不正請求	Ｃ級	指定の全部効力停止	法第50条第1項第6号
不正の手段による指定	Ｃ級	指定の全部効力停止	法第50条第1項第9号

運営指導の実施体制に関する取組事例

- 都道府県等において、人員が限られる中で事業所に対する運営指導を効果的・効率的に実施するため、①指定事務受託法人の活用、②オンラインの活用　といった工夫がみられる。
- これらは、運営指導の実施率向上に資するものであり、「運営指導マニュアル」等において周知する。

指定事務受託法人の活用

都道府県等は、**運営指導に係る事務の一部（※）**について、都道府県が指定した法人「**指定事務受託法人**」に委託することができる。

（障害者総合支援法第11条の２）

※指導監査の対象者の選定や命令、立入検査そのものに係る事務を除く。
公権力の行使に当たらない「質問」や「文書提出の依頼」等が想定される。

【委託する事務の例】

- 事業所を訪問し、関係する文書や事業所内設備の確認
- 運営指導における事前資料の提出がない事業所への提出の督促
- 事前提出資料の内容確認を通じての従業者リストの作成
- 人員配置基準を満たしているか等の確認作業
- 懸案事項がない事業所に対する実地指導
（チェックリストにより指摘事項の有無のみを確認、公権力の行使に当たるような対応は行わない）

（令和４年度の調査では、都道府県等の1.8%が指定事務受託法人を利用しており、45.1%が利用したいと回答した。）

オンラインの活用

- **監査調書等の電子申請システムを利用しての提出**
…電子申請システムで届出等の受付・補正指示。指導監査に係る書類についても、電子申請システムでのやり取り。郵送に係る時間や手間がなくなり、また、文書を紛失するリスクもなくなった。
- **実地指導におけるペーパーレス化**
…実地指導にモバイルパソコンを持参し、チェックリストも電子化。膨大な紙資料の持参が不要になり、関係告示等をすぐに調べて出せるようになった。

【マニュアルにおける記載】
・実地でなくとも確認できる内容は、情報セキュリティを確保した上でオンライン会議システムなどを活用し、遠隔で確認することが可能。
・モバイルパソコン等を持参し、ペーパーレスで臨むこと等も効果的。

（参考：指定障害福祉サービス事業所等に対する実地指導等に係る指導方法に関する調査研究（令和４年度障害者総合福祉推進事業）等）

都道府県等の職員に対する研修の充実

これまでの状況

※都道府県等＝事業者の指定権限を有する都道府県、政令指定市、中核市

- 毎年１月頃に、都道府県等の職員に対する指導監査における留意点等に関する研修を実施（オンライン形式・任意参加）。
- 都道府県等の職員に対する研修については、指導監査の実施時期や職員の異動時期を踏まえると年度初期に実施するのが効果的であるが、年度後半の実施となっており、令和６年度の参加率（参加自治体数／全129自治体）は55.0%である。
- 研修内容が画一的であり、直近の通知改正や他自治体の実践報告など参考となる情報が少ない、との声も聞かれる。

見直しのポイント

- 令和７年度以降については、**年度初期（５～６月）に実施**。
- 研修内容に、**自治体担当者からの実践報告、グループワーク等**を取り入れる。

◆令和７年度の研修プログラム（令和７年６月）

動画研修（オンデマンド型）　総講義時間270分	**時間**
障害福祉サービス事業者等の指導監査等に係る現況について（講義）	10分
障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の考え方及び実践について（講義）	30分
障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備に関する検査について（講義）	30分
障害福祉サービスにおけるケアマネジメントの理解について（講義）	50分
虐待防止・身体拘束廃止に向けた ケアのあり方について（講義）	30分
障害福祉サービス事業者等に対する行政処分の注意ポイント（講義）	60分
自治体の実践報告～愛知県、名古屋市、川崎市～	60分

＋

演習研修（オンライン）　１回180分×６回開催
・ブレイクアウトルーム機能を活用し、全体での進行と少人数でのディスカッションを実施 ・テーマ：障害福祉指導監督職員に求めること、求められること ・各自治体から１名の参加を募って実施（10～13人×６回で総計70人参加）

◆参加率の推移（全129自治体）

R5年度	R6年度	R7年度
67.4%	55.0%	**93.8%**

＜参考＞令和６年度の研修プログラム

動画研修（オンデマンド型）	**時間**
障害福祉サービス制度の現状と課題、指導監督について	30分
虐待防止・身体拘束廃止に向けたケアのあり方について	30分
障害福祉サービスにおけるケアマネジメントの理解について	30分

大規模な法人に対して国が実施する業務管理体制の検査の強化

これまでの状況

※障害福祉サービス事業者等＝障害児通所支援事業者、障害者支援施設及び障害児入所施設を含む。

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の一般検査については、指定事業所等が２以上の都道府県に所在する障害福祉サービス事業者等は、国（厚生労働省及びこども家庭庁）の所管
～約920法人が国所管（令和6年12月時点）
- 全ての国所管の障害福祉サービス事業者等に対して検査の実施が徹底できていない。実地検査の対象となった障害福祉サービス事業者等以外は書面検査等を実施しておらず、実地検査の対象となった事業者についても、事前に書面を提出させるのではなく、実地検査時に一項目ずつ聞き取りで確認を行っている。
- 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する研修（任意・オンライン形式）を実施しているが、参加率が低い。

見直しのポイント

- **全ての国所管の障害福祉サービス事業者等に対して書面検査を実施**
（２年に１回程度、年間450法人程度を想定）。
- 書面検査を経た上で、**これまでの２倍相当（年間60法人程度）の国所管の障害福祉サービス事業者等に対して実地検査を実施**。
  - ※　**大規模事業者**（100以上の事業所を運営する24法人（令和６年12月時点））は、**実地で２年に１回程度**を想定。
  - ※　大規模事業者においては、法人本部のみならず事業所に対しても実地検査を実施する。
  - ※　通報等があった場合は、優先的に実地検査を実施する。
  - ※　新たに国所管となった法人に対しては、原則、業務管理体制の届出があった初年度に書面検査を実施する。
- 国所管の障害福祉サービス事業者等に対する研修については、令和７年度以降、**研修内容に事業者からの実践報告を追加**し、**年度初期（５～６月）に実施**。

◆書面検査の件数　※R7年度～実施

R5年度	R6年度	R7年度
―	―	**430件**

約920法人の46.7%

◆実地検査の件数（うち大規模法人）

R5年度	R6年度	R7年度
25件（０件）	26件（１件）	**58件（12件）**

◆研修の参加率（R7年度）

R5年度	R6年度	R7年度
36.4%	31.4%	28.2%

※参加率が低調であった理由としては、郵送による開催案内や受講の督促が不十分であったことが考えられる。

【参考】運営指導・監査の状況等（令和６年度）

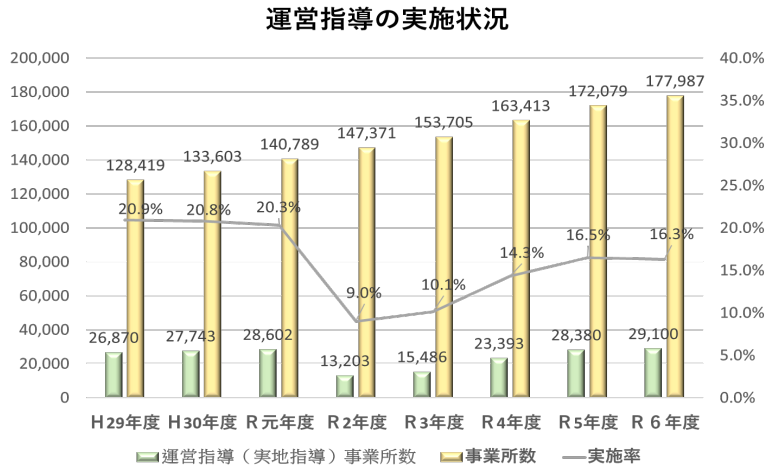

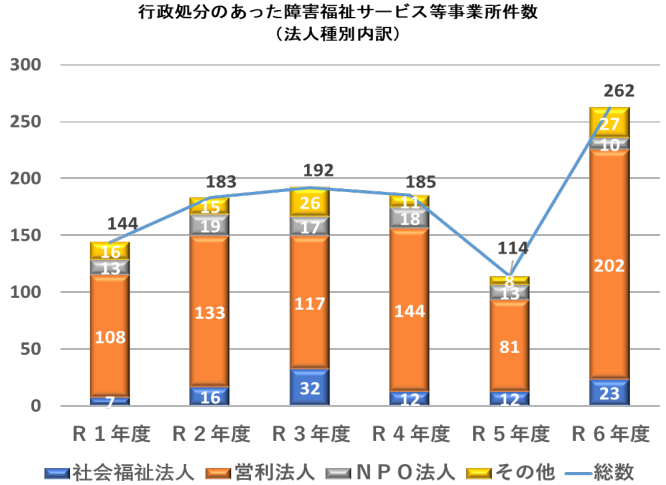

【出典】「障害者支援施設等に係る指導監査の実施状況等の報告」より（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室作成）

【就労継続支援A型事業所】

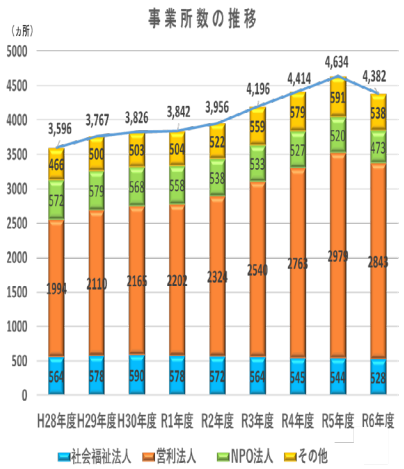

・運営指導実施率（令和６年度）：19.1%

・処分数（令和６年度）：８件（営利法人８件）

【就労継続支援B型事業所】

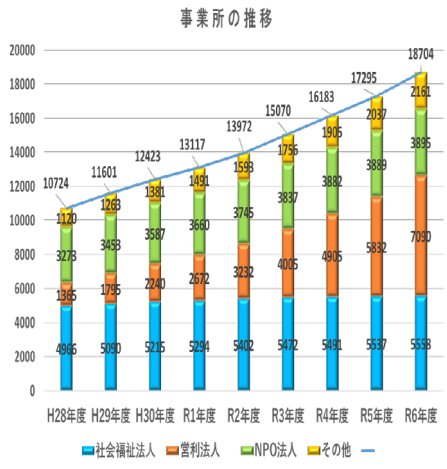

・運営指導実施率（令和６年度）：17.6%

・処分数（令和６年度）：20件（営利法人13件）

【共同生活援助】

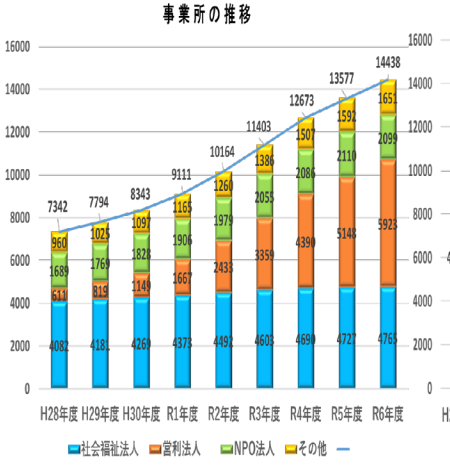

・運営指導実施率（令和６年度）：18.6%

・処分数（令和６年度）：61件（営利法人59）

【児童発達支援】

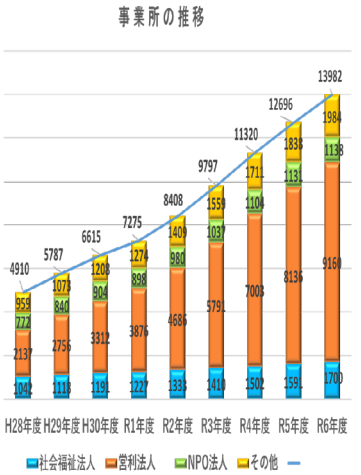

・運営指導実施率（令和６年度）：20.3%

・処分数（令和６年度）：23件（営利法人20件）

【放課後等デイサービス】

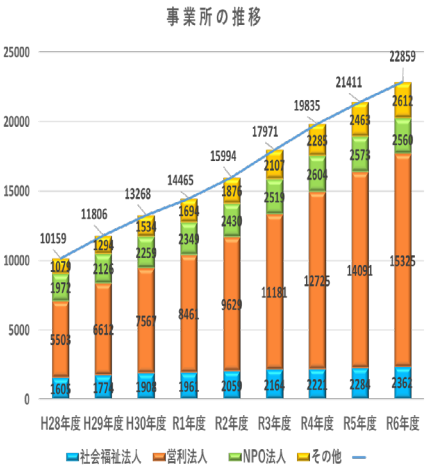

・運営指導実施率（令和６年度）：19.3%

・処分数（令和６年度）：56件（営利法人39件）

【出典】 事業所数は国保連データ（各年度とも3月サービス提供分）より。運営指導実施率及び処分数は「障害者支援施設等に係る指導監査の実施状況等の報告」より（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室作成）

（１）障害福祉分野における運営指導・監査の強化について

（２）障害福祉サービス事業者等の指定のガイドラインについて

適正な事業所指定に向けた取組

サービスの質の確保・向上のため、事業所指定の適切な運用に向けた取組も進める必要がある。事業所指定に係るサービス横断的な取組のほか、個別のサービスについても指定の適切な運用に資するガイドラインの作成などの取組を進めている。

1　サービス横断的な取組

（１）指定事務に係る運用の実態把握と適正化

○　支給決定量の地域差の要因を分析するため、各自治体の支給決定や事業所指定に係る事務の運用状況を調査。

○　令和７年度は、当該調査結果を踏まえつつ、各自治体の指定事務の運用状況等について更なる調査を行った上で、事業所指定の在り方について検討し、自治体の指定事務に資するガイドライン案をまとめる調査研究を実施予定。

（２）意見申出制度の積極的な活用

○　令和７年３月の関係課長会議や事務連絡において、運用フロー例や活用事例、意見申出の際に用いる様式例を示して積極的な活用を促進。

2　個別サービスに係る取組

（１）共同生活援助における支援の質の確保

○　共同生活援助における支援の質の確保等のため、令和６年度障害者総合福祉推進事業における調査研究において、共同生活援助における支援に関するガイドライン（案）を作成（今後、厚生労働省として正式に策定（令和７年度中）予定）。

○　令和７年度は、調査研究において、共同生活援助ガイドライン（案）を活用したモデル研修を試行的に実施する予定。

○　更に、収益目的による専門性の低い事業者や、遵守すべき法令等の内容を十分に把握していない事業者の参入によるサービスの質の低下が指摘されていることから、令和７年度調査研究において、運営法人における内部牽制の在り方等も併せて検討する予定。

（２）就労継続支援における支援の質の確保

○　令和６年度障害者総合福祉推進事業における調査研究において、自治体による指定事務の実態把握を実施。

○　本調査結果をもとに、就労継続支援における支援の質の確保等のため、今後、指定就労継続支援事業所の新規指定と既存事業所の運営状況の適切な把握のためのガイドラインを策定予定。

（３）障害児支援における支援の質の確保

○　支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして、児童発達支援・放課後等デイサービスのガイドラインを改訂し、周知している（令和６年７月）。

○　令和６年度報酬改定において、児童発達支援・放課後等デイサービス等では総合的な支援の提供を基準で求めるとともに、事業所の提供する支援を可視化するため、支援プログラムの作成及び公表を求めている（令和７年４月から未公表減算あり）。

○　全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、令和６年12月より「障害児支援における人材育成に関する検討会」を開催し、令和９年度以降の実施を見据え、全国共通の枠組みでの研修体系の構築に向けて検討をすすめているところ。

障害福祉サービス事業者等の指定のガイドラインの概要
①指定事務の流れ

ガイドライン案の概要

- 障害福祉サービス等の事業においては、近年様々な形態の事業者が参入してきており、事業所数の増加により利用者の選択肢が拡大しているものの、一部の事業者において法令遵守意識の欠如や、利用者に対する不適切な支援、さらには不正請求による指定取消等の行政処分事例がみられ、**サービスの質の確保が極めて重要な課題**となっている。
- こうした状況下で、**事業の入り口となる「事業者指定」を担う指定権者（都道府県、指定都市、中核市等）は、サービスの質の確保という観点で非常に重要な役割**を担っている。
- 本ガイドラインでは、指定事務を行うにあたって指定権者が遵守することが望ましい指針を示すとともに、質の向上に向けた効果的な取組事例や、いわゆる総量規制・意見申出制度といった指定事務に関連する制度の具体的な活用方法を示したものである。

■ 指定の流れ（例）

①事前相談・事前確認

指定希望者との面談・説明会等の機会を設け、制度概要や必要事項を**①説明する**とともに、事業内容・指定基準の理解・開設予定地域のニーズ等について、代理人ではなく直接事業者へ**②確認する**ことが望ましい。
①**説明事項の例**：法令・基準の遵守、違反時のペナルティ、いわゆる総量規制・意見申出制度の実施有無、報酬の性質、その他留意事項、等
②**確認事項の例**：事業開始の理由、法人理念、人員・設備の状況、ニーズ調査の実施状況、別事業所の運営状況、主として想定している受け入れ対象者や支援内容　等

②市町村との意見交換（意見申出制度の活用）

事前相談等の指定前のタイミングにおいて、あらかじめ指定希望者に対して、意見申出制度に基づき指定の際に条件を付与することがある旨を伝えておくことが望ましい。
〇**都道府県**：管内市町村への意見照会の実施、市町村意見に対する条件付与の検討
〇**指定都市／中核市**：障害福祉計画等との合致の確認、意見申出制度に基づく条件付与の検討

③指定申請審査

指定申請内容や他法令への適合において問題がある場合は、指定日を延期することも考えられる。
指定申請書類（※）の中では、特に以下の不備が見られることが多いため、審査の際には留意が必要。
〇**運営規程**：記載が必要な項目が抜けている等
〇**従業者の勤務の体制・勤務形態**：基準に必要な人員が配置されていない、常勤換算の計算の誤り等
〇**管理者・サービス管理（提供）責任者の経歴書**：必要な実務経験日数が足りていない等

※標準様式を使用すること（R8.4月～）

④現地審査

指定予定日までに利用者を受け入れられる状態となっているか確認するため、以下の観点を踏まえて**現地審査**を実施することが望ましい。

〇法令で定められた設備要件が守られているか
〇物件の改修工事が完了しているか
〇消防署の指導による設備設置が完了しているか
〇事業開始に必要な設備や備品が揃っているか
〇サービス提供記録の雛形や掲示物、職員の出退勤管理等運営基準の整備状況等

⑤指定

指定後は、新規指定事業者を対象に、運営に必要な書類が整備されているか、適切な支援がなされているか等を確認するため、**指定後の運営指導**を行うことが望ましい。
上記を行う場合は、指定を行う際に、新規指定事業者に対し、今後、運営の実態を把握する目的で運営指導等を行う旨を伝える。

■ サービスの質の確保に向けた指定事務の取組事例

〇事前説明会の実施

指定希望者を集め、**法令や各種制度の理解促進のための事前説明会**を実施。新規指定の際は説明会への参加を必須とし、その後事前相談へ進めるフローとしている。

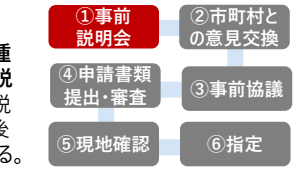

〇指定前の管理者面談の実施

代理人ではなく**指定希望者と直接面着**し、指定基準や各種制度の理解を深めるとともに、指定希望者の知識や経験を把握することで指定後の運営指導に繋げている。

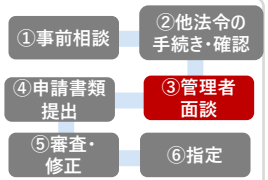

〇指定時研修の実施

指定予定者を集め、**指定前研修を実施**。指定後の手続きについての説明や、運営時の留意事項等を説明することで、予防的運営指導の役割が期待でき、適切な運営や制度理解を促している。

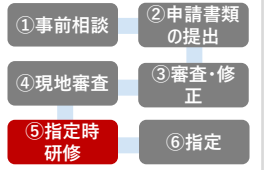

〇その他の取り組み

・指定事務の一部委託（職員のリソースを質確保に割くため）
・公募の実施（次ページにて説明）　　等

②いわゆる総量規制

制度概要

障害者総合支援法第36条第５項及び第38条第２項、障害者総合支援法施行規則第34条の20、児童福祉法第21条の５の15第５項及び第24条の９第２項、児童福祉法施行規則第18条の30の２

事業所等から指定申請があった時に、
①「都道府県等が定める区域における当該サービスの利用(入所)定員の総数（＝供給サービス量）」が「都道府県等の障害福祉計画・障害児支援計画（以下「障害福祉計画等」という。）において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用（入所）定員の総数（＝サービス見込量）」以上となっている又は当該指定により超えることになると認める場合
② 都道府県等の障害福祉計画等の達成に支障を生じるおそれがあると認める場合
のいずれかに該当する場合は、指定しないことができる制度（いわゆる総量規制。以下単に「総量規制」という。）

■ 総量規制の対象サービス（2026年3月時点）

〇障害者総合支援法
生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、障害者支援施設

〇児童福祉法
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

※令和９年４月１日からは共同生活援助が新たに対象サービスとなる。

■ 総量規制のイメージ（上記概要①）

以下の場合には総量規制を検討し、指定しないことができる。

供給サービス量（都道府県等が定める区域における当該サービスの利用定員の総数(※1)） ≧ サービス見込量（障害福祉計画等において定める、都道府県等が定める区域における当該サービスの必要利用定員の総数(※2)）

※1：障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等における当該施設の入所定員の総数
※2：障害者支援施設、障害児入所施設については都道府県等の障害福祉計画等において定める、当該施設の必要入所定員総数の見込み

■ 総量規制導入までの流れ（例）

①「供給サービス量」と「サービス見込量」の比較

障害福祉計画等の策定時や各年度の決まったタイミングでサービス量を確認し、「供給サービス量」≧「サービス見込量」となっている場合には**総量規制の実施を検討**する。
強度行動障害の状態にある児者や医療的ケアを必要とする児者等、地域で不足する個別ニーズについては、右記の**例外規定の運用も併せて検討**を行うことが望ましい。

②関係者との調整
（管内自治体・周辺自治体・関係団体等）

圏域内の各自治体や、規制により影響があると考えられる周辺自治体と協議し、**規制の内容・実施時期・解除の方法等について調整**することが望ましい。
関係団体等との調整においては、例えば**自立支援協議会と事前に協議**し、総量規制の実施方法について検討することも考えられる。

③管内事業所への周知・HP等での公表

障害福祉サービス事業者等の新規開設を検討している事業者に対しては、自治体HP等での公表により周知を図る。
既存の事業所については、規制を実施するサービスにおいて、定員増を伴う事業所の指定ができないことを通知することが望ましい。

④総量規制の実施

例外規定の場合を除き、原則新規の指定や定員増を伴う事業所の指定を行わない。
実施後に総量規制を解除する際は、右記の**公募の実施による募集を行うこと**が望ましい。

■例外規定の運用

地域で不足している個別ニーズ等については、総量規制の対象外として例外規定を定め、供給サービス量の調整と地域ニーズの反映を図った運用をすることが望ましい。

＜例外的な取り扱い（例）＞
- 強度行動障害の状態にある児者、重症心身障害児者、医療的ケアを必要とする児者等を対象とする場合
- 事業継承等で実質的に支援体制に変更が無い新規指定の場合
- その他自治体が必要と認められる場合

■公募の実施（総量規制の解除）

総量規制の実施後は、定期的（年に一度、障害福祉計画等の策定時、等）に「サービス見込量」が「供給サービス量」を上回っている場合（供給サービス量が不足している場合）は、総量規制の解除を検討する。
解除の方法として、**サービスの質確保と地域ニーズを反映するために、公募の実施による募集を行うこと**が望ましい。

＜評価項目設定の観点（例）＞

項目	選定基準設定の観点
所在地	圏域や地域内における事業所の充足状況を勘案する等
設備	訓練・作業室等必要な設備の設置状況が十分か等
人員配置	人員の充実度、従業者の経験年数等
事業継続性	運営実績があるか、収支見通しの根拠が明確か等
職員の質向上の取り組み	職員の研修等への取り組み状況、職場環境向上の取り組み等
運営方針	地域との交流、関係機関との連携についての取り組み等
開設の目的・事業計画等	障害福祉計画等の達成に資する支援内容かどうか、ニーズがあるか等

上記のほか、具体的な支援対象像を示したうえで、その支援対象へのアセスメント、支援内容、個別支援計画等を作成・提出してもらい評価する方法も考えられる。

＜公募の流れ（例）＞

①公募要項の公表・募集 — 自治体HP等で公表
評価基準や配点を公表することも考えられる

②選考の実施 — 有識者、事業代表者、自治体職員等からなる選定委員会の設置を要綱等で定めておくことが望ましい

③結果通知・公表 — 自治体HP・メール等で通知・公表

④従来の指定手続き — 選定された事業者においては従来の指定手続きを経て指定を行う

⑤指定

③意見申出制度

制度概要　障害者総合支援法第36条第6項、第7項及び第8項、第49条第１項並びに第50条第１項第２号、児童福祉法第21条の５の15第６項から第８項まで及び第21条の５の23第１項並びに第21条の５の24第１項第２号

市町村が障害福祉計画・障害児支援計画（以下「障害福祉計画等」という。）で地域のニーズを把握し、**必要なサービスの提供体制の確保**を図れるよう、令和６年４月から、
- 市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出ること
- 都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うこと
- 指定都市、中核市においても、市の障害福祉計画等との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことをできることとした制度。

■ 指定フローの例（都道府県）

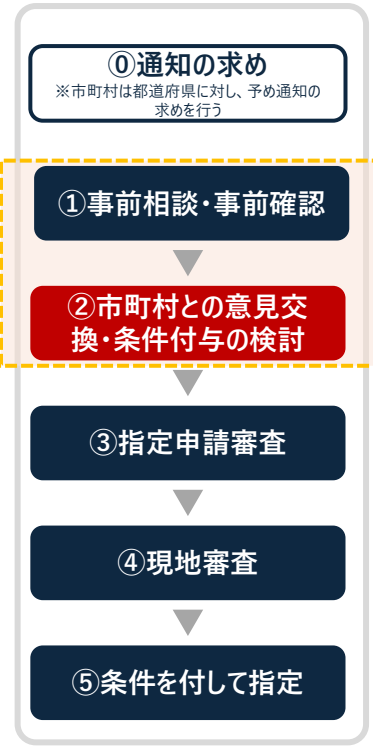

■ 指定フローの例（指定都市・中核市）

■ 意見申出制度活用時のポイント

- 事前相談段階で、意見申出制度により指定時に条件付与の可能性がある旨を指定希望者へ説明しておくことが望ましい。
- 都道府県においては、管内の市町村に対して、定期的（年1回、等）に通知を求めるサービスに変更がないか確認する等、**積極的に制度の活用を働き掛けること**が望ましい。
- 指定都市・中核市においては、自らが指定権者のため、通知の求めは不要であるが、例えば条件付与を行う可能性のあるサービスにおいては自治体HP等でその旨を事前に周知することで、効果的に制度を活用できると考えられる。
- 障害福祉計画等を踏まえた条件付与であることから、**市町村は本制度の積極的な活用を踏まえた障害福祉計画等の策定を行う**ことが望ましい。

■ 具体的に想定される条件の例

- ✓ 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者の**サービス提供地域や定員の変更（制限や追加）**を求めること
- ✓ 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、**事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備**を進めること
- ✓ **サービスが不足している近隣の市町村**の障害児者に対してもサービスを提供すること
- ✓ 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、**事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加**すること

■ 総量規制と組み合わせた活用方法

総量規制を実施している場合は、意見申出制度を併せて活用することで、以下のような運用方法が考えられる。

○ 総量規制 × 例外規定　と組み合わせた活用

総量規制を実施しているサービスにおいて、**例外的な取り扱い**（例：強度行動障害の状態にある児者、重症心身障害児者、医療的ケアを必要とする児者等を主として受け入れる事業者については総量規制の対象外とする場合等）に基づき指定を行う場合においては、障害福祉計画等との調整を図る見地から、指定の際に、**その旨（当該障害児者を受け入れること等）を条件として付すことで、例外的な取り扱いを担保する**ことが考えられる。

○総量規制 × 公募の実施　と組み合わせた活用

総量規制を実施しているサービスにおいて、公募の実施により事業者指定を行っている場合においては、**公募の際に要件としている内容**（例：開設予定地域や支援内容等）について、障害福祉計画等との調整を図る見地から、指定の際に、**その旨（公募の応募時に計画していた開設予定地域への開設を求めること、公募の応募時に計画していた支援が実施されるよう必要な人員・設備を揃えること等）を条件として付すことで、公募で付した条件を担保する**ことが考えられる。